

秋季全国火災予防運動

消防本部 予防課 ☎(26)1109

11月9日(金)から15日(木)まで秋の

火災予防運動が実施されます。

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、住宅火災での高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、皆さんの大切な生命や財産を守ることを目的として全国的に実施されます。

【火災予防運動中の主な内容】

- ・消防自動車による消防署・消防団の防火宣伝
- ・セブナ機による空からの防火宣伝
- ・大型店舗などの立入検査
- ・市内学校の校内放送による防火啓発
- ・消防団によるサイレン吹鳴(午後8時)・枯草除去指導
- ・独居老人宅への緊急通報システム点検および通報テスト(設置者のみ)

「愛知県最低賃金」が10月1日から時間額898円に改定されました

岡津島労働基準監督署 ☎(26)4155
愛知労働局賃金課 ☎(52)9720257

愛知県内の事業場で働く常用、臨時、パートなどすべての労働者に適用される愛知県の最低賃金が改定されました。

全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間の実施について

名古屋法務局人権擁護部 ☎(92)8111

▼日時／11月12日(月)～18日(日)
午前8時30分～午後7時

※11月17日(土)、18日(日)は午前10時から午後5時まで

▼内容／DV、セクハラ、ストーカー行為など女性の権利問題に関する相談 ※相談内容の秘密は固く守られます。

※通常は、平日午前8時30分から午後5時15分まで

相談専用電話(女性の権利ホットライン) ☎0570(97)810

裁判員制度

「名簿記載通知を発送します」

名古屋地方裁判所事務局総務課 ☎(52)20390092

平成31(2019)年の裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬に名簿に記載されたことのお知らせ(名簿記載通知)を送付します(平成31(2019)年1月1日時点で20歳以上の方に限る)。

この通知は、来年2月頃から平成32(2020)年2月頃までの間に裁判所にお越しただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです(実際に裁判所へお越しいただく必要がある場合は、別途お知らせします)。



命や財産を守るため
緊急車両の通行に
ご協力を!

消防車は、一刻も早く災害現場に急行し、被害を最小限にするよう活動をしています。

また、救急車はケガや病気をした人に応急処置を行いながら、速やかに医療機関へ搬送することが任務です。

このため、緊急車両は、道路交差点で一般車両より優先して走行することが認められています。もちろん、赤信号の交差点では一旦停止または徐行して、十分に安全確認を行っていますが、緊急車両がより安全に走行するためには、皆様のご協力が必要不可欠です。

—消防署からのお願い—

消防車は消火や救助活動などに必要な水や資器材を積載しているため、急停止が苦手な、急な進路変更をすると横転してしまう危険性があります。救急車は、傷病者の搬送を行っているため、急ブレーキや急ハンドル操作をすると傷病者の症状を悪化させてしまったり、ケガをさせてしまうおそれがあります。



消防車・救急車の接近に気付かれた際は、早めに進路を譲ってください。皆様のご協力が、助けを求められた方の大切な命や財産を守るための第一歩となります。

消防本部 予防課 ☎(26)1109

